

工業用水道事業の経営健全化のための財政支援を求める 意見書

本県工業用水道事業の運営においては、経営健全化に向け、これまで経費削減はもとより国の基準料金限度額までの料金改定、さらには、未利用水の一部を上水道へ転用するなど、さまざまな取り組みを行ってきたところである。

しかしながら、本県が運営する有明工業用水道事業において、水源確保のために参加した国営の竜門ダム建設の長期化等により、ダム関連経費が大幅に増加し、工業用水道事業の全体事業費の約 50%に達するなど、給水コストを著しく引き上げており、本県の経営努力だけでは解決することが難しく、厳しい事業運営を余儀なくされている。

このような中、本県の有明及び八代工業用水道事業は、昭和 50 年代の事業開始以来、既に 30 年以上が経過し、施設の老朽化が目立ってきている。しかし、現在の改築事業の国庫補助採択基準は、計画期間 10 年以内で、計画額 20 億円以上と、小規模な改築事業が対象外となっているばかりでなく、改築補助率も建設補助率 35%の 3/4 と低く設定されている。このため、本県のように経営余力のない事業体にとっては、地方の負担も大きく設備更新が進まず、将来の工業用水道事業運営に支障が出るのが懸念されている。

工業用水道事業の国庫補助は、平成 23 年度以降、新たな交付金制度に移行することが決定されているが、現行の国庫補助採択基準が変更されず適用されることから、依然として小規模な改築事業は対象とならないという制度上の問題が残ることとなる。

よって、国におかれては、地域の産業の振興に不可欠な工業用水の安価で安定的な供給を維持するために、新たな支援制度の創設や施設整備に関する支援を拡充されるよう下記事項を強く要望する。

記

- 1 給水コストが著しく高額となった事業への産業政策上の支援について、給水料金を適正な価格に抑え、かつ、工業用水道事業経営の安定化を図るため、現実の給水コストと給水料金との差額に対する財政支援制度を創設すること。
- 2 改築事業に係る国庫補助制度の新たな交付金制度への移行に当たっては、対象要件の一層の緩和及び負担割合の引き上げなどの制度の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 3 月 15 日

熊本県議会 議長 小 杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
経済産業大臣	海江田万里様